

医療情報取得関加算に関する掲示

当院はオンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。診療情報取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

上記の体制により、令和6年12月より医療情報加算として以下の点数を算定します。

初診時 医療情報取得加算 1点

再診時(3月に1回に限り算定) 医療情報取得加算 1点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

三ヶ島病院 院長